

# 新発田市暴力団排除条例

平成24年3月12日

条例第2号

## (目的)

第1条 この条例は、市からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与し、及び市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

## 1 趣旨

この条は、この条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

## 2 解説

- (1) この条例は、市、市民及び事業者の取り組むべき姿勢を示すとともに、相互に連携し、一丸となって、市民の生活や事業活動の場から暴力団を排除し、社会経済の健全な発展と市民の安全で安心な生活を確保することを目的としたものです。
- (2) 社会経済とは、市民等により構成される社会による経済活動をいい、市の活動も含まれます。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

## 1 趣旨

この条は、この条例における用語の定義を規定したものです。

## 2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、暴対法第2条第6号に規定されている暴力団の構成員、つまり、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員となります。

(3) 第3号の「暴力団排除」とは、暴力団又は暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいいます。

(4) 第4号の「市民等」とは、市民及び事業者をいいます。

「市民」とは、市内に居住する者のほか、市外からの通勤者や通学者等の市内における滞在者も含みます。

「事業者」とは、事業を行う者をいい、個人事業者も含みます。

※新潟県暴力団排除条例（以下「新潟県条例」という。）第2条第3号では「暴力団員等」を定義していますが、市の条例で「暴力団員等」を定義しなかった理由として、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年以内の者でも、善良な者も居り、こうした者までも排除することは避けたいためであり、偽装脱退者等については社会的に非難される関係にある者として排除されることとなります。

※暴力団又は暴力団員に関する情報は、警察署から提供を受けることとなります。

#### （基本理念）

第3条 暴力団排除は、暴力団が市内の事業活動及び市民生活に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市及び市民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

## 1 趣旨

この条は、本市から暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

## 2 解説

(1) 「暴力団が市内の事業活動及び市民生活に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であること」とは、暴力団が暴対法第2条第2号の規定どおり、その団体の構成員が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であること、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活や事業者の事業活動を脅かしている存在であることなどをいいます。

(2) 「暴力団を恐れない」とは、暴力団に対する誤ったイメージによる恐怖から脱却することをいいます。市民等は、暴力団の本質を理解し、必要以上に暴力団を恐れず、ただし警戒を怠らず、「存在を許さない」という気持ちで対決姿勢を持つことが重要です。

(3) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団を助長するような金品その他財産上の利益の提供をしないことをいいます。財産上の利益とは、金銭・物品のほか有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供など、これを受けた者にとって財産的利益があることをいいます。

暴力団に資金を提供することは、結果的に暴力団を認め資金獲得の手助けをすることになるため、不当な要求に対する資金を提供しないことは勿論、事業活動に伴う契

約を行わないことなどによる資金提供をしないことが必要です。

- (4) 「暴力団を利用しない」とは、暴対法で規定する暴力団の威圧の利用はもちろんのこと、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他のものを利用しないことをいいます。
- (5) 「連携及び協力の下」とは、組織的に活動する暴力団に対して、県、市及び市民等が一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県、法第32条の3第1項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携及び協力を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施するものとする。（平成24年条例36・一部改正）

- 2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

## 1 趣旨

この条は、暴力団排除のための市の果たすべき責務を明示したもので、県、関係機関や市民等と連携して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することについて規定したものです。

## 2 解説

- (1) 市が暴力団の排除を行なう上で、市単体で暴力団排除を行なうのではなく、市民等の協力を得るとともに、県及び関係機関・団体との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを責務として規定したものです。
- (2) 「暴力団の排除に関する施策を実施する」とは、公共工事等からの暴力団の排除、青少年に対する教育等の推進等さまざまな施策を行うことをいいます。

具体的には、

- ・暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当な要求の実態等に関する情報提供
- ・各種暴力団の排除のための活動や行事に関する協力及び後援
- ・暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るための広報啓発などが挙げられます。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団員を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除

に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を遮断し、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

## 1 趣旨

この条は、暴力団の排除に関する市民等の重要性にかんがみ、第1項において、市民の暴力団排除への自主的な取組と市の施策への協力について、第2項において、事業者の暴力団を利することとならないように、及び市の施策への協力について、第3項において、市民等の暴力団員との社会的に非難されるべき関係を持たないこと及び暴力団情報を知った際の、市、警察署その他関係機関への提供について規定したものです。

## 2 解説

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、市民等が市や関係機関等と相互の連携協力を図り、社会全体で暴力団を孤立させていく、いわゆる「社会対暴力団」という構図の確立が不可欠で、社会全体が一丸となった活動を展開すべきであることを規定したものです。

(2) 「相互に連携及び協力を図り」とは、市や市民等、関係機関等が一丸となり、暴力団の排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したものです。

(3) 「協力する」とは、市が実施する暴力団の排除を目的とした集会に参加したりすることなどをいいます。

(4) 事業者が事業を営むにあたって、当該事業から暴力団の排除のための取組を推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要、かつ必要なことであり、更には企業防衛の観点からも不可欠なものです。

事業者が社会的責任を果たし、実施する事業が暴力団を利することとならないようにするため、事業者の責務を規定したものです。

(5) 「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいいます。営利の要素は必要としません。

(6) 「事業の準備」とは、客観的に「準備している」と認められ得る程度に具体的な活動がなされていることを必要とし、事業のための調査活動を実施した場合、事業のために既に従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等がこれにあたりと解されます。

(7) 「関係を遮断し」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことは、その勢力の維持・拡大に資することになることから、暴力団との関係を排除することをいいます。

具体的には

- ・暴力団員からの不当要求に応じること
- ・暴力団員を雇用・使用すること
- ・暴力団員との下請契約や資材・原材料の購入契約の締結など、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画し

ている企業を取引相手に介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含まれます。

- (8) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団の犯罪に関する情報のみならず、暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、当該情報を保有する市民等の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。
- (9) 市民等は、社会活動を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられ、こうした市民等からの情報の提供を受けることにより、暴力団員の取締りや公共事業等からの暴力団の排除など、この条例で定める施策等に反映させて効果的な暴力団の排除を推進するため、暴力団の排除に資する情報を知ったときの市、警察署などへの提供について規定したものです。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

## 1 趣旨

この条は、市が実施する事務及び事業が暴力団を利することとならないように、市の必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行なうべき市の責任を明らかにしたものです。具体的な例として、社会的に非難されるべき関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなどが挙げられます。

## 2 解説

- (1) 公共工事その他市のあらゆる事務及び事業から暴力団員などを排除することは、税金が暴力団の資金源になることや暴力団の勢力の維持拡大を防止するため重要なことです。
- (2) 新潟県においては、県条例により県の行う全ての事務・事業からの暴力団排除が規定されており、それと同様に、市が実施する事務及び事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化したものです。
- (3) 「公共工事その他の市の事務及び事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、市が実施する事務及び事業の全てをいいます。

また、市の事務及び事業を暴力団員などが直接受注しない場合であっても、その下請契約、再委託契約や物資資材の納入契約、警備業務委託契約等に入り込むおそれが高いことから、受注業者に対して、その下請契約、再委託契約等の相手方を把握させ、これらからも暴力団を排除する必要があります。

さらに、これら契約以外でも、暴力団を利することとなるのを防止するため、市が管理する公共施設の利用や市が行っている補助金事業などからも、暴力団を排除する必要があります。

- (4) 「暴力団を利する」とは、(市の事務及び事業を通じ)暴力団にとって有益となる

行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含まれます。

- (5) 「暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者」とは、直接的に暴力団に対して資金を提供したり、暴力団を利用したりする関係を有している者にとどまらず、そのような関係を生ぜしめる密接な交際や暴力団の威力の維持・拡大につながるような助長行為を行う者も含まれます。

例示的にいえば

- ・暴力団員が役員となっている事業者
- ・暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用し、又はその者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約等を締結している者
- ・暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ・暴力団等の利益、便宜又は支援を目的とした組織、団体等の会員となっている者などが挙げられます。

- (6) 「必要な措置」とは、市の事務及び事業の相手方が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者でないことの確認や、現在公共工事等及び物品調達等において行われている指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係業者であることが判明した場合の解除権の設定を物品販売契約に適用することなど、市の事務及び事業が暴力団を利することを防止するために行う措置をいいます。

- (7) 一方、市の事務及び事業の中には、相手方が暴力団であることのみをもって一律に排除することが適当でないものや、市が行う許認可事務であるものの、欠格事由は法律によって定められ、暴力団員であることは法律上の欠格事由に該当しないものなども考えられます。

このような場合においては、

- ・法律等により、地方自治体に委託された事務等であるか
- ・当該事務の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか
- ・条例等による、法律の上乗せ的な規制が必要（可能）か

などを勘案した上で、それぞれの事務及び事業ごとに妥当な「必要な措置」を講ずることとなります。

具体的には

- ・住民票や戸籍、納税証明書の発行
- ・出生届や死亡届の受付
- ・健康診断の実施
- ・国民健康保険や国民年金の資格得喪届の受付

などが挙げられます。

- (8) 市が設置をしている施設についても、暴力団を利することとなる目的に使用させないことが考えられます。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

## 1 趣旨

この条は、市民等の自主的な暴力団の排除活動の促進を図るため、市が市民等に対する暴力団排除に資する情報の提供等の必要な支援を講ずることを規定したものです。

## 2 解説

- (1) 暴力団の排除活動の実施に当たっては、暴力団の特質や活動状況、暴力団の排除方策に関する情報等を反映させることが効果的です。
- (2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。市民等に対する情報提供については、新潟県条例第10条（市町村への協力）に基づき県から情報提供される情報や市が第5条第3項の規定によって市民等から得るなどして入手した情報等がその対象となります。
- (3) 「その他必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援をいいます。

具体的には

- ・各種暴力団の排除活動の行事に関する協力及び後援
- ・暴力団の排除活動に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発などが挙げられます。

（広報及び啓発）

第8条 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

## 1 趣旨

この条は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うべきことを規定したものです。

## 2 解説

暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、市が、広報及び啓発を行うことにより、市民等にその重要性についての理解を深めさせることが必要です。

（青少年に対する指導等）

第9条 市は、その設置する学校等の教育機関において、児童及び生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、

助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 1 趣旨

この条は、暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪からの被害防止のための教育・指導等が学校等において行われるよう市が適切な措置を講ずることや、社会全体において青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講ずることなどを規定したものです。

## 2 解説

- (1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在ですが、暴力団を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があるのが現実です。
- (2) それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払拭させ、暴力団犯罪に巻き込まれたり、暴力団に加入することを防止する必要があります。
- (3) 青少年に対する教育を推進することは、将来における暴力団加入者を減少させ暴力団の組織を弱体化に導くことや青少年の福祉を害する犯罪実態を正しく認識させ、暴力団が資金獲得のために介在する犯罪から青少年を守ることのために極めて重要です。
- (4) 「青少年」とは、18歳未満の者です。
- (5) 「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の反社会性、暴力団犯罪の特徴等を理解させる教育をいい、地域の実情や生徒等の理解度に応じて段階的に行われる必要があります。  
具体的には、
  - ・暴力団情勢に関する資料の配布、暴力追放啓発ビデオの上映等の警察による情報の提供を基に教職員が実施する教育
  - ・警察職員の派遣による教育が挙げられます。
- (6) 「指導、助言その他適切な措置を講ずる」とは、例えば、暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導することなどをいいます。

(利益の供与等の禁止)

第10条 市民等は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしないよう努めるものとする。

- (1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する目的で利益の供与をすること。

## 1 趣旨

この条は、市民等が暴力団員又は暴力団等が指定した者に対して、利益の供与等を

しないよう努めることを規定したものです。

## 2 解説

- (1) 新潟県条例第11条第1項では、事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して、威力を利用すること又は利用したことの代償として金品その他の財産上の利益の供与及び暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与を禁止しています。
- (2) この条例では、事業者だけでなく、市民についても、新潟県条例が禁止している事項をしないよう努めることを規定したものです。
- (3) 祭礼等の行事についても、暴力団に利益の提供を行なわないよう努めることが必要です。

具体的には、「暴力団員に露店を出店させない」ことが挙げられます。

暴力団員に露店を出店させないためには、

- ・出店しようとする者の身元を確認し、警察に照会する。
- ・出店しようとする者に、暴力団員でないことや暴力団員に売上金を提供しない旨を制約させる

というようなことが効果的です。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 1 趣旨

この条は、この条例を施行する上で必要となる事項を定めることについては、市長に委任するものです。

## 2 解説

この条例を施行する上で必要となる事項の内容については、市長が規則や要綱等により定めることとなります。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1 趣旨

この附則は、この条例を施行する期日を定めるものです。

## 2 解説

市民等への条例内容の周知や市内からの暴力団の排除を市と市民等とが協力して行なうための各種の準備期間等を考慮して「3か月」余りの周知期間を設けることとしました。